平成２４年（フ）第６９号
青森県三沢市大字三沢字早稲田298番地123号
債務者　織笠　　清
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明広
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２１号
山口県宇部市大字西岐波403番地１
債務者　池部　静香
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋村　慎二
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３５８号
熊本市東区下南部３丁目11番55号　スカイハイツ田中１階
債務者　田中　喜義
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２０４号
横浜市磯子区磯子２丁目29番19号　南部水再生センター要員宿舎204号
債務者　長澤　菊稔
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田丸　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月18日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４７号
熊本市北区清水本町21番９号
債務者　垣原　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　将
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６５号
熊本市南区出仲間５丁目３番33―102号　ブライトハイム
債務者　西山　孝徳
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　輝久
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８２号
熊本県宇土市住吉町2466番地
債務者　前國一二三
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８３号
熊本県宇土市住吉町2466番地
債務者　前國タミ子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
山形県鶴岡市大塚町18番15号
債務者　佐藤　重美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　正寿
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１４４５号
横浜市港南区港南台２丁目１番４―608号
債務者　清水　則夫
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月16日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２号
岐阜県山県市岩佐1457番地13
債務者　武藤　尚孝
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保　等
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９５号
新潟市江南区旭３丁目１番３号　ポルターレ亀田201号、前住所新潟市江南区横越上町２丁目11番３号
債務者　阿部　信互
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３８号
神戸市長田区高取山町２丁目22番６―108号
債務者　市成　淳子
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　　薫
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０３号
広島市安佐北区可部東６丁目７番46―３号
債務者　祖利田津賀雄
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部